

25生研セ第1486号
平成26年3月11日

「攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術緊急展開事業
(うち産学の英知を結集した革新的な技術体系の確立)」審査実施要領

第1 趣 旨

「攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術緊急展開事業(うち産学の英知を結集した革新的な技術体系の確立)」の実施機関の選定に当たっては、本要領に定めるところにより、審査を実施する。

第2 評議委員会の設置

- 1 攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術緊急展開事業(うち産学の英知を結集した革新的な技術体系の確立)の実施機関の選定に係る審査を実施するため、公募研究課題等ごとに評議委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- 2 委員会は、次の条件を満たす者のうち、(独)農業・食品産業技術総合研究機構 生物系特定産業技術研究支援センター所長(以下「生研センター所長」という。)が、評議委員(以下「委員」という。)として委嘱した外部専門家及び行政関係者(地域農林水産業への成果の普及等を図る観点から地方出先機関の役職員を含む。)等により構成するものとする。
 - (1) 審査にかかる公募研究課題について十分な学識と評価能力を有し、公正かつ中立な立場から審査を行うことができる者であること。
 - (2) その氏名、所属、研究論文等の実績及び主な経歴並びにその者が行う審査結果の公表について、あらかじめ同意することができる者であること。
- 3 委員の選任に当たっては、公正で透明な審査を行う観点から、特段の理由がある場合を除き、公募研究課題と利害関係を有する者は選任しない。
利害関係を有する場合とは、委員が次の(1)から(7)のいずれかに該当する場合とする。
 - (1) 公募研究課題の提案書の中で研究課題担当者となっている場合。
 - (2) 当該提案書の研究課題担当者と、同一の民間企業又は大学、独立行政法人等の研究機関において同一の部署、学科、研究所等に所属する場合。
 - (3) 当該提案書の研究課題担当者と親族関係にある場合。
 - (4) 当該提案書の研究課題担当者と直接的な競争関係にある場合。
 - (5) 当該提案書の研究課題担当者と緊密な共同研究を行う関係にある場合。
 - (6) 当該提案書の研究課題担当者と密接な師弟関係又は直接的な雇用関係にある場合。
 - (7) その他、生研センター所長が公正な判断を行うに適當ではないと判断した場合。

- 4 前項の規定に関わらず、特段の理由があるとして生研センター所長が認める場合には、利害関係のある者を委員として委嘱することができる。この場合、その理由を書面に残すとともに、当該委員はその利害関係を有する提案書の審査に加わらないものとする。
- 5 審査対象となる提案につき利害関係を有する委員は、審査の実施前までに必ず生研センター所長にその旨を通知するものとする。
- 6 委員会の議事は、委員の中から互選された委員長が、これを主宰するものとする。
- 7 委員は、審査により知り得た情報について、生研センター所長が認める場合を除き、外部に漏らし、又は自身の研究若しくは業務に利用してはならない。委員の職を退いた後も、同様とする。

第3 審査方法の概要、委託予定先の報告等

- 1 審査は、書類審査及び面接審査の2段階で行うものとする。
- 2 応募のあった提案書は、委員が別表の審査基準に基づき書面審査を行い、面接審査の対象となる提案書を選定する。その際、各審査委員の採点結果の平均点が60点未満の提案書は選定しないものとする。
- 3 生研センター所長は、書面審査で選定した提案書について、応募者（研究グループによる応募の場合は代表機関をいう。以下同じ。）が提案書を説明する面接審査を行うものとする。
- 4 生研センター所長又は委員長が必要と認めた場合には、委員以外の外部専門家等から意見を聴取することができるものとする。
- 5 委員長は、提案書の審査結果について、委員と意見交換を行うとともに、この意見交換の際に各委員の審査結果について確認し、必要に応じて委員から採点結果の基となった判断の理由を確認できる。なお、特定の委員の審査結果が他の多数の委員の審査結果と大きく異なるものである場合には、委員長は、当該審査結果に係る委員からその審査結果の基となった判断の理由を必ず確認しなければならない。
- 6 委員長は、5により行った確認の結果、当該審査結果に係る委員の判断の理由が妥当でないと判断した場合には、その委員の審査結果の全てを採用しないこととする。
- 7 審査の結果は、委員長が生研センター所長に報告するものとする。
委員長は、委員会での意見交換に際し、応募者が委託事業を実施することとなった

ときに、事業の実施に当たって留意すべき事項が提起された場合には、当該事項を生研センター所長に報告する。

第4 具体的な審査方法及び委託予定先の決定方法

- 1 審査は、別表の審査基準に基づいて、提案書ごとに、各委員が採点を行い、各委員（第3の6で採用しないとされた委員を除く。）の採点の平均点（以下「平均点」という。）を提案書の評点とする。
- 2 面接審査は、公募研究課題ごとに同一の委員が行うこととする。
ただし、第2の4により提案書の審査に加わらない委員、及びやむを得ない理由により特定の日時の審査に加わらない委員は、全委員の2/3を超えないものとする。
- 3 第3の2で選定された提案書について、委員による議論を経た上で別表に従って採点を行い、研究分野のバランスを考慮しつつ、平均点の高い提案書の提案者の順に、予算額の範囲内で委託予定先とする。ただし、得点の平均点が満点の70%を超えない提案書は、委員会での審議の上、委託予定先としないことができるものとする。
なお、複数の研究課題が同一の得点を得ている場合、以下の順番で研究課題の優先度を決定して、予算の範囲内でより優先度の高い研究計画を採択し、委託先を決定するものとする。
 - (1) Aの数が最も多い提案書の提案者を委託予定先とする。
 - (2) Aが同数の場合、Bの数が最も多い提案書の提案者を委託予定先とする。
 - (3) A及びBが同数の場合、Cの数が最も多い提案書の提案者を委託予定先とする。
 - (4) 以上の検討を経て、なお同数の場合にはくじ引きで委託予定先を決定する。
- 4 生研センター所長は、審査結果の報告を受けた場合には、速やかに選定結果を応募者に通知するとともに、委託予定先名（研究グループによる応募の場合は、研究グループを構成する全機関名）をホームページにおいて公表するものとする。
- 5 委員長は、いずれの提案書も委託予定先として選定されなかった場合には、当該提案書に対する評価及び本委託事業の設計、公募方法等に対する委員の意見を取りまとめるものとする。

第5 その他

- 1 本要領に定めるもののほか、公募研究課題等ごとに設けられる委員会の運営に必要な事項については、委員長が委員に諮って定めるものとする。
- 2 審査の実施に関する庶務は、生物系特定産業技術研究支援センター選考・評価委員会事務局が行うものとする。

附 則

この要領は、平成26年3月11日から施行する。

「攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術緊急展開事業
 (うち産学の英知を結集した革新的な技術体系の確立)」審査基準

審査項目	審査基準・配点		
研究開発 の趣旨	提案内容について、解決すべき技術的課題が明確化されているか。	A：明確 10点 B：概ね明確 8点 C：一部不明確 6点 D：不明確な点が散見 4点 E：不明確 2点	(1)
	提案内容が別紙1の1の(1)の公募研究課題の具体的内容(別表の目指す技術体系)に合致しているか。別表に該当する目指す技術体系がない場合にあつては、公募要領の1の事業概要の趣旨に合致したものとなっているか。	A：合致 10点 B：概ね合致 8点 C：一部合致しない 6点 D：合致しない点が散見 4点 E：合致していない 2点	(2)
研究開発 計画	提案内容が別紙1の1の(2)に示す達成目標に向けて十分かつ意欲的な内容となっているか。	A：十分 10点 B：概ね十分 8点 C：一部不十分 6点 D：不十分な項目が散見 4点 E：不十分 2点	(3)
	提案内容が技術的に優れているか。	A：優良 10点 B：概ね優良 8点 C：一部優れていない 6点 D：優れていない事項が散見 4点 E：優れていない 2点	(4)
	新たな技術体系によって生産される農林水産物・加工品の販路が確保されているなど、消費者等ニーズに対応したものとなっているか。	A：十分 10点 B：概ね十分 8点 C：一部不十分 6点 D：不十分な項目が散見 4点 E：不十分 2点	(5)

	網羅型研究は個々の技術開発が相乗効果を発揮する計画か、個別要素技術型研究は効果的に網羅型研究を補完できる内容か。	A：十分効果発揮又は補完 10点 B：概ね効果発揮又は補完 8点 C：効果発揮、補完性が一部不十分 6点 D：効果発揮、補完性が不十分な項目が散見 4点 E：不十分 2点	(6)
研究開発体制	研究期間終了時まで提案内容の実現可能性があるか。研究期間終了後においても、研究成果の検証や改良を行うなどの継続的な研究を行えるのか。	A：実現可能性有 10点 B：概ね実現可能性有 8点 C：実現可能性有していない 6点 D：実現可能性の有していない項目が散見 4点 E：実現可能性が乏しい 2点	(7)
技術の普及可能性・波及効果	研究開発された成果の普及（幅広い地域への波及）の可能性はどの程度あるのか。	A：高い 10点 B：やや高い 8点 C：標準的 6点 D：やや低い 4点 E：低い 2点	(8)
研究開発費	提案内容に対して必要経費の積算が効率的かつ適正なものとなっているか。	A：効率的かつ適正 10点 B：概ね効率的かつ適正 8点 C：一部効率的かつ適正でない 6点 D：効率的かつ適正でない項目が散見 4点 E：非効率かつ不適正 2点	(9)
研究機関の要件	応募資格要件のうち、研究機関等に求められている2つの要件（3の（2）の①の※ア、イの要件）を満たしているか。	A：満たしている 10点 E：満たしていない 0点	(10)
合 計			点

<コメント>

- ※コメント欄には、試験研究計画の優れている点、問題点、研究計画を見直すべき点（研究内容・研究実施期間、研究費等）について具体的に記載願います。
- ※特に低い点を付した場合には、必ずその理由を記載願います。